

告 示

埼玉県告示第千五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和三年九月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月三十日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県川口市栄町三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

五 設立認可の年月日

平成三十年三月三十日

六 定款の変更の認可の年月日

令和三年九月十七日